

平成29年度 岐阜県水防協議会 議事録

日時：平成29年4月26日(水曜日)13:30～14:00

場所：水産会館 大会議室

1. 出席者

- ・会長 岐阜県知事 代理 県土整備部次長 中島 富士雄
- ・委員 国土交通省中部地方整備局長 代理 河川部水災害予報センター長 竹田 達也
- ・委員 岐阜県地方気象台長 辻川 才太
- ・委員 岐阜県河川協会長 代理 岐阜市基盤整備部水防対策課長 川口 幸男
- ・委員 中部電力㈱執行役員岐阜支店長 代理 技術部土木建築課専門課長 藤澤 勝三
- ・委員 陸上自衛隊第35普通科連隊長 代理 第3科運用訓練幹部 古田 竜則
- ・委員 岐阜市水防協会会長 戸本 敏夫
- ・委員 岐阜市立藍川小学校長 中谷 恵子
- ・委員 公益社団法人岐阜県看護協会会長 石山 光枝
- ・委員 岐阜県警察本部長 代理 災害対策室長 五明 竜也
- ・委員 岐阜市本荘女性防火クラブ会長 神田 幸子
- ・関係機関 岐阜県危機管理部長 代理 防災課防災対策監 棚瀬 秀樹
- ・関係機関 木曾川上流河川事務所長 代理 同副所長 戸谷 三知郎
- ・関係機関 木曾川下流河川事務所長 飯野 光則
- ・関係機関 庄内川河川事務所長 西 修
- ・関係機関 航空自衛隊岐阜基地司令 代理 企画課国民保護専門官 安永 敏久
- ・事務局 岐阜県県土整備部河川課長 井上 清敬
- ・事務局 岐阜県河川課 管理調整監 山口 幹夫
- ・事務局 岐阜県河川課 課長補佐兼水政係長 高野 正司
- ・事務局 岐阜県河川課 技術課長補佐兼維持係長 遠藤 協一
- ・事務局 岐阜県河川課 水政係主任 松浦 奨
- ・事務局 岐阜県河川課 水政係主事 青木 敬宏
- (欠席) 岐阜県町村会会長 中川 満也
- (欠席) 西日本電信電話㈱岐阜支店長 米田 秀弥
- (欠席) 岐阜県議会議長 矢島 成剛
- (欠席) 中部学院大学短期大学部学長 片桐 多恵子
- (欠席) 大垣市PTA連合会中学母親代表 松井 敦子

2. 議題

- ・平成29年度岐阜県水防計画変更(案)について

【司会：(以下、河川課 高野水政係長)】

本日は、ご多忙の中、岐阜県水防協議会にご出席賜りありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、協議会を開催します。

最初に、出席委員数の報告を申し上げます。岐阜県水防協議会条例第6条により、協議会は委員の3分

の1以上の出席で成立いたしますが、当協議会の委員15名のうち、本日の出席者は8名でございますので、協議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

当協議会の会長であります知事は所用のため出席できませんので、代りまして岐阜県県土整備部次長中島 からお挨拶申し上げます

【会長（代理：中島県土整備部次長）】

岐阜県県土整備部次長の中島でございます。

皆様には、平素から本県の水防行政に対し、深いご理解とご協力を賜りありがとうございます。また、本日はご多忙のところ、当協議会に出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は観測史上二番目の多さとなる六つの台風が上陸し、各地に大きな被害をもたらしました。特に台風10号に伴う集中豪雨により岩手県岩泉町では小本川が氾濫し、高齢者グループホームで多くの方が亡くなる等、痛ましい水害が発生しました。当該災害においては、市町村等に対する水害危険性の周知の重要性や、避難勧告等の発令に資する河川情報の、適時・適確な伝達の重要性が指摘されているところです。

一方、当県においては、「きめ細かな河川情報提供」の取組を行っており、昨年9月の台風16号による、下呂市の飛騨川、瑞浪市の土岐川における出水では、土木事務所長から首長に対するホットラインが行われ、地域を絞って適時・適確に避難勧告がなされました。今後も、市町村長と河川管理者とのホットラインを確実に実施するとともに、水位周知河川の指定の見直しや、水位計や河川監視カメラの増設などの対策を進め、市町村長が適切に避難勧告等を発令していただけるよう支援して参ります。

また、安全な県土づくりを進めていくため、「新五流域総合治水対策プラン」に基づき、流域特性に応じた河川改修とダム建設などを効果的に組み合わせたハード対策を実施するとともに、ソフト対策として、河川の水位や降雨の情報のみならず、土砂災害警戒情報や道路通行規制情報を携帯電話にメール配信する「ぎふ川と道のアラームメール」を運用などしているところです。

さらに、昨年度から5年間の予定で、想定し得る最大規模の降雨を対象とする浸水想定区域図を順次公表していきます。

防災・減災のためには、ハード対策に加え、住民目線のソフト対策を関係機関が連携して進めるとともに、県民の防災意識を向上させる必要があります。

本日は、重要水防箇所の見直しや、関係法令や実務に基づく規定の整理などを中心にご審議いただきたいと存じます。

県では、本協議会の答申を受け、今年度の水防計画を策定しましたら、本計画に基づいて、水防管理団体である県内の各市町や水防団の皆様と水防に必要な情報共有を図り、水防体制の強化を図って参りたいと考えておりますので、宜しくお願いします。

以上、協議会開催にあたっての、ご挨拶とさせていただきます。

3. 議事録署名者選任

【司会】

どうもありがとうございました。出席者ですが、只今2名の方が来られましたので、10名となります。

なお、本日の出席者のご紹介につきましては、出席者名簿の配付をもって代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

岐阜県水防協議会条例第5条の規定により、会長が議長となりますが、本日会長は欠席ですので、あらかじめ会長から指名されました県土整備部次長の中島が、本日の会議の議長を務めますので、よろしくお願いいたします。

【議長（以下、中島県土整備部次長）】

議長を務めさせていただきます岐阜県県土整備部次長の中島です。よろしくお願いいたします。

まず最初に、議事録署名者の選任を行うことといたします。この選任については議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<異議なし>

【議長】

異議がないようですので、議事録署名者に岐阜地方気象台長の辻川才太様、岐阜県河川協会会長代理の岐阜市基盤整備部水防対策課長の川口幸男様を指名させていただきます。

ご両名様におかれましては、宜しく申し上げます。

4. 議事

【議長】

それでは、水防法第7条第1項の規定に基づき、知事から岐阜県水防計画を別添の「平成29年度岐阜県水防計画変更案」のとおり変更したいと諮問がありましたので、ご審議をお願いしたいと存じます。変更案について、事務局の説明を求めます。

【事務局（河川課 松浦主任）】

河川課水政係の松浦と申します。よろしく申し上げます。それでは、私から平成29年度岐阜県水防計画変更（案）について、説明させていただきます。

今回の変更は、資料の1ページ（1）から順に、（1）水位計の欠測等による場合の対応の追加、（2）用語の追加・整理、（3）名称変更への対応、（4）新たな「防災情報通信システム」の導入への対応、（5）水防業務の実務との整合、（6）市町村長に対する助言を行った場合の報告の追加、（7）洪水予報の発表基準の整理、（8）水位到達情報の発表基準の整理、（9）連合水防演習の追記、（10）防災行政無線の更新、そして（11）重要水防箇所の見直し、以上について行いたいと考えております。

それでは順番に説明させていただきます。ここからは5ページ以降の新旧対照表をご覧ください。まず、一つ目の水位計の欠測等による場合の対応の追加についてです。

河川の水位は、水防活動の開始や市町村による避難勧告等発令の重要な指標であり、万が一欠測等により水位の通報及び公表ができない場合、水防活動や住民の避難等に支障を来す恐れがあります。そのため、水位計の欠測時の対応について新たに記載致しました。具体的な箇所は、「（6）量水標管理者の責任」にありまして、「観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない場合は、速やかに欠測等の状況を関係機関等に周知するとともに、速やかにその原因を究明し早期の復旧に努めること。」という文言を追加しております。こちらの改正は、国が作成する「水防計画作成の手引き」が、会計検査院の指摘を踏まえて改正されたため、それに併せて改正を行うものです。

続いて、（2）用語の追加・整理です。該当箇所は、新旧対照表の5ページの前半部分や6ページなどです。具体的にご説明しますと、6ページの第1編第1章第3節「用語の定義」の節において、これまでは、「指定河川」という表記を使い、用語の説明をしておりました。しかし、「指定河川」では、洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川のいずれを指しているのかが不明確でした。そのため、「指定河川」という表記をやめ、それぞれの種類ごとに整理をし、不足する用語について追記することといたしました。こちらは、法令の改正に伴う修正ではありません。

次に、（3）名称変更への対応です。こちらは、6ページの（11）の部分などが該当します。「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示（緊急）」と変更します。

この改正は、平成29年1月に、国が作成する「避難勧告等に関するガイドライン」が変更されたことに伴うものです。その背景について少しお話いたします。

挨拶にもありましたが、昨年8月の台風10号は、東北地方を中心に大きな被害をもたらし、中でも、岩手県岩泉町の小本川流域では、高齢者福祉施設において、入居者9名が亡くなるなど、大きな被害が発生しました。

当該水害では、避難準備情報発令後に適切な避難行動がとられなかったことが課題とされました。避難準備情報は、高齢者や障害者などの要配慮者が避難を開始すべきである状況にあることを伝達する趣旨で発令されますが、被災した施設の管理者には、その旨が伝わっていませんでした。

そのため、「避難準備情報」の名称について、浸透しつつある「避難準備」の名称は残すとともに、「要配慮者」を「高齢者等」と表現する等、直感的に分かりやすい表現とし、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、「避難準備・高齢者等避難開始」に変更されることとなりま

した。

また、「避難指示」については、避難勧告と避難指示の差異が明確になるように、“緊急”を付記することとされました。

続いて、(4) 新たな「防災情報通信システム」の導入への対応です。該当箇所は8ページ(3) 非常配備の伝達の項目などです。当県においては、平成29年4月から、「防災情報通信システム」が本格的に運用開始されることとなりました。それによる名称の修正でございます。

次に、(5) 水防業務の実務との整合です。こちらは、新旧対照表の8ページから11ページにかけての部分が該当します。細かい部分の説明は省きますが、主な改正点である、県庁河川課に設置される水防隊本部の執務に関する記載の修正と、県の各土木事務所に設置される水防支隊の執務に関する記載の修正の2点についてご説明いたします。

まず、8ページから9ページにかけての水防隊本部の執務に関する記載部分です。これまでは、9ページの⑤において、国から水防隊本部(河川班)へ洪水予報、水防警報の伝達を受けた場合の対応、⑥において国及び各土木事務所に設置される水防支隊から、水位到達情報の伝達を受けた場合の対応について記載しておりました。しかし、国から伝達を受けた場合と水防支隊から伝達を受けた場合の対応が異なること、また、洪水予報の伝達を受けた場合と水防警報及び水位到達情報の伝達を受けた場合の対応が大きく異なることから、それぞれ分けて記載することといたしました。

具体的には、8ページ、9ページにまたがる改正後の⑤、⑥において、国から洪水予報の伝達を受けた場合の対応と、水防支隊から洪水予報の伝達を受けた場合の対応についてそれぞれ記載し、⑦、⑧において、国から水位到達情報及び水防警報の伝達を受けた場合の対応と、水防支隊から水位到達情報及び水防警報の伝達を受けた場合の対応についてそれぞれ記載しております。

つづいて、この項目における主な改正点のもう1つは、県の土木事務所に設置される水防支隊の執務についてです。該当箇所は10ページです。これまでは、土木事務所が岐阜地方気象台と共同して洪水予報を発表した場合の通報先等について明記されておりましたが、見直し後の計画の⑤において、洪水予報を発した場合の通報先及び県民への公表方法について記載することといたしました。また、⑦において水防警報を発した場合の県民への公表方法についても、追記しております。

それでは続いて、(6) 市町村長に対する助言を行った場合の報告の追加についてです。追加した箇所は、新旧対照表の9ページ上部の⑥です。土木事務所長が市町村長に対し、避難勧告等の判断に関する助言を行った場合、水防隊本部に報告するという内容を追加いたしました。

こちらの改正も、昨年8月に岩手県岩泉町において発生した水害に関連があります。被害のあった高齢者施設が位置する小本川流域においては、避難勧告の発令基準を満たしているにもかかわらず、その状況が町長に報告されなかったため、避難勧告が発令されませんでした。そのため、河川管理者が、直接、関係市町村長へ河川情報を伝達する「ホットライン」の重要性が指摘されている所です。

岐阜県では以前から土木事務所長から市町村長に対するホットラインの運用をしているところですが、さらに県全体で情報共有を図るために、今回修正することといたしました。

続いて、(7) 洪水予報の発表基準の整理及び(8) 水位到達情報の発表基準の整理についてです。該当箇所は、新旧対照表の11ページから13ページです。

まず、11ページ及び12ページの洪水予報の発表基準についてですが、これまでは「基準」と「発表する時期」2つの項目がありましたが、発表基準を明確にするため、記載方法を「発表基準」として整理し、かつ、基準の書きぶりも「水防計画作成の手引き」と同様とするため、訂正いたしました。

また、13ページの水位到達情報については、水位の説明が記載されていたところですが、水位の説明については、第1章第3節の「用語の定義」において記載しているため削除し、代わりに水位到達情報の発表基準を記載することといたしました。さらに、氾濫危険情報に加えて、氾濫警戒情報についても新たに記載しております。

次に、(9) 連合水防演習の追記です。こちらは、14ページの「水防管理団体の水防訓練等」の節に追加しております。東海三県においては、昭和29年度から国や当県、愛知県及び三重県等の主催により、「木曾三川連合水防演習」が実施されているところですが、昭和62年度からは、静岡県・長野県を含めた「東海五県連合水防演習」も実施しております。計画には、木曾三川連合水防演習については記載されておりますが、東海五県連合水防演習についての記載が無かったため、今回追記することといたしました。

続いて、(10)の防災行政無線の更新です。当該内容は16ページの新旧対照表に記載しております。県の防災情報通信システムが更新されたことにより、「第4節 無線施設」の記載内容を変更いたしました。

17ページから18ページは、洪水予報が発表された時の伝達系統について、不足している部分等がありましたので、朱書きの通りに修正いたしました。

最後に、(11)重要水防箇所の見直しです。今回の見直し箇所については、お手持ちの資料の19ページから掲載しております。

ひとつひとつについての説明は、割愛させていただきますが、工事完了に伴う変更につきましては、築堤が完了ししばらく経って、安全性が確認されたものや、工事によって堤防の断面不足が解消されたことにより、その区間の減少等があったものについて見直しをおこなっています。

この中に、新堤完成による増がありますが、これは、堤防が作られた直後は土が安定するまでの間注視する必要があることから、新たに重要水防箇所とするものです。

その他、堤防点検時に地元町内会から漏水の恐れがあると指摘されたため、再精査を行って見直しを行ったものもございます。

ページが戻りますが、3ページに今年度の変更箇所の箇所数を掲載しております。今回の見直しにより、岐阜県内の重要水防箇所は、県管理区間において254箇所、国管理区間においては1071箇所となります。

以上、事務局からの説明とさせていただきます。

【議長】

ただいま、事務局から説明がありました、岐阜県水防計画の変更案につきまして、ご質問、ご意見等のある方は発言をお願いします。

<意見なし>

【議長】

特にご意見等ございませんでしたので、本日も審議頂きました内容にて早速運用できるよう準備するとともに、岐阜県水防計画を変更するよう、知事へ答申させていただきます。どうもありがとうございました。

なお、議事録署名者の方には、後日、議事録を送付させていただきますので、ご署名をよろしくお願いします。

以上

上記の通り、平成29年度岐阜県水防協議会の議事に相違ないことを証するため、ここに議事録署名者が署名・捺印する。

平成29年5月31日

議事録署名者 _____ 印

_____ 印